

平成21年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

平成22年3月1日～3月31日

◆主唱：建設業労働災害防止協会 後援：厚生労働省・国土交通省



+

建設業年度末
労働災害防止強調月間

2010
3/1○31

辺見 えみり

建設業労働災害防止協会



建設業労働災害防止協会

会長メッセージ

平成21年度の建設業年度末労働災害防止強調月間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、長期にわたって減少を続けており、特に平成21年における死亡災害につきましては、過去最少となった平成20年より、さらに減少し、初めて400人を下回る状況となっております。これも、会員の皆様をはじめ関係者の方々による不断のご努力の賜と感謝申し上げます。

さて、これから迎える年度末は、多くの工事が完工時期を迎え、工事が輻輳し、労働災害の多発が懸念されることから、当協会は、本年3月1日から31日までの期間を「平成21年度建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、この期間中の労働災害防止対策の一層の強化を図るため、今般、本実施要領を作成しました。会員各位におかれましては、これを参考に企業の実態に即した実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって実効のある労働災害防止活動を展開されますようお願いいたします。

また、当協会としては、今後、「リスクアセスメント」の普及・定着を図るとともに、これを主要な実施事項とする「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入・実施を促進し、コスモス構築企業支援サービス等の充実・強化に努めることとしております。

さらに、昨年6月には、足場等からの墜落等防止対策の徹底を図るため改正労働安全衛生規則が施行され、同年7月には、国際的動向を踏まえた新たな「振動障害予防指針」が示されたことから、足場等からの墜落防止対策及び振動工具の取扱業務に関する安全衛生教育を実施するとともに、現下のニーズに即した各種教育を、本部、支部ともに積極的に開催してまいり所存であります。

建設業を取りまく経済環境は、建設投資の大幅な減少、公共工事の削減などの影響を受け、一段と厳しい状況が予想されますが、いかなる状況下にあっても労働災害はあってはならないものであります。建設業がわが国の基幹産業として今後も健全に発展していくためには、自主的な安全衛生管理活動を積極的に展開し、誰もが安全で、心身ともに安心して働くことのできる職場づくりが不可欠であります。

会員の皆様におかれましては、本強調月間を契機に更に労働災害防止対策を徹底され、無事故で無災害の年度末を締めくくり、新たな気持ちで新年度を迎えることができますよう切にお願い申し上げます。

平成22年2月

建設業労働災害防止協会
会長 錢高一善

I 趣 旨

年度末は、公共工事等の多くの工事が完工時期を迎えることから、工事の輻輳化等により、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働等により安全衛生管理が不十分となり、労働災害が多発することが懸念される。したがって、これらに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため本強調月間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、店社と作業所との緊密な連携のもとに、一体となって安全で快適な職場づくりに努めるものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るために、リスクアセスメントを確実に実施するとともに、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入、実施によって、「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルを効果的に回す、計画的な安全衛生管理の推進が重要であることから、これらの積極的な推進に努めることとする。

II 実施期間

平成22年3月1日～3月31日

III 会員が実施する事項

会員は、本実施要領の趣旨を踏まえ「作業間の連絡調整及び作業指示の徹底」、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」とともに、企業の実情に即して店社と作業所が一体となり下記の重点事項を積極的に展開するものとする。

重点事項

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」及び「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策（P10～32）」等を活用する。

（※「建設業労働災害防止規程」及び「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp/>）でご覧いただけます）

1. 経営トップ等による特別安全パトロールの実施
2. リスクアセスメントの確実な実施
 - (1) リスクアセスメントを活用した店社及び工事安全衛生計画の見直し及びリスク低減策の実施と確認
 - (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の見直しと実施、危険予知活動の活性化
3. コスモスの導入、実施
4. 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底（※「平成21年度建設業労働災害防止実施計画」、資料2等を参照）
5. 足場等からの墜落等防止対策の徹底
(平成21年4月24日付け 基安発第0424001号安全衛生部長通達)
 - (1) 改正労働安全衛生規則に基づく墜落等防止措置の確実な実施
 - (2) 足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置の実施
 - (3) 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用
 - (4) 足場等の安全点検の確実な実施

6. 酸素欠乏症等防止対策の徹底

- (1) 酸素欠乏症等危険作業について、酸素欠乏危険作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) 酸素欠乏症等危険作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 酸素欠乏症等危険場所への酸素濃度等測定器の設置と作業開始前の測定・記録の実施

7. 一酸化炭素中毒防止対策の徹底

- (1) 換気の不十分な場所での、一酸化炭素発生のおそれのある内燃機関を有する機械等の使用禁止
- (2) コンクリート養生作業で煉炭コンロ等を用いる現場への立入りや密閉された場所での採暖時の十分な換気の実施
- (3) 有効な呼吸用保護具の適切な使用

8. 粉じん障害の防止対策の徹底

- (1) 有効な粉じんマスク等の適切な使用
- (2) 粉じん発散を防止するため、作業の湿式化等の実施

9. 安全衛生教育の推進

- (1) 統括安全衛生責任者、職長・安全衛生責任者、安全管理者等の管理監督者に対するリスクアセスメント教育の実施
- (2) 足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育並びに危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施

10. 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握
- (2) マイクロバス等の現場への送迎使用について、安全な運行経路の選定、所要時間を考慮した走行計画の作成、作業終了後に運転する者に対する休養への配慮
- (3) 運転開始前点検の確実な実施
- (4) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、速度制限、現場内での安全標識配備等の計画的な実施

11. 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」、「指差確認運動」等の積極的な実施
- (2) 作業手順書に定めたりスク低減策、危険予知活動で決めた対策の確実な実施
- (3) 安全帯使用の徹底
- (4) 「近道・省略行為」の禁止
- (5) 「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施

12. 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と適正な配置並びに心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のため、医師による面接指導等の実施

IV 協会が実施する事項

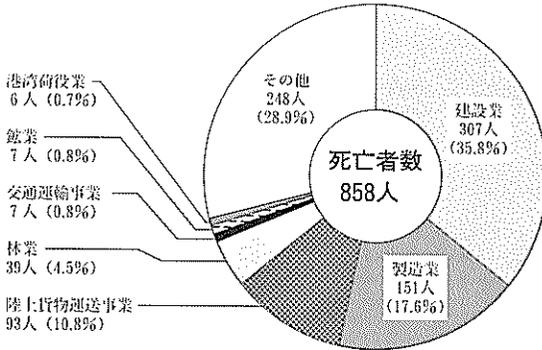
- (1) 本強調月間における会報誌の発行、ホームページ等を通じた広報活動
- (2) のぼり、ポスター等の頒布
- (3) 会員企業の要請に応じた安全管理士・衛生管理士の安全パトロールの参画、安全衛生講話等の支援

資料 1

平成21年 建設業における死亡災害発生状況 (1月~11月)

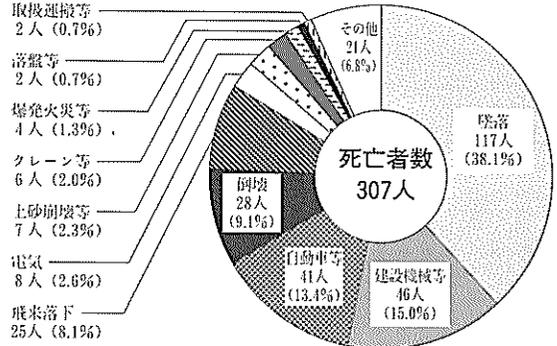
(平成21年12月7日現在速報値)

◎ 業種別発生状況



◎建設業の死亡災害は、前年同期と比較して、72人減少している。また、全産業に占める割合は、35.8% (前年同期35.5%) となっている。

◎ 災害の種類別発生状況

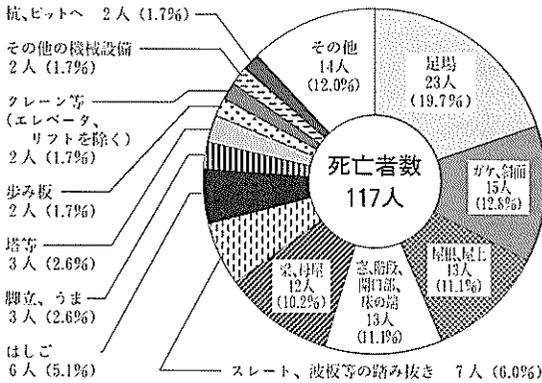


◎死亡災害は、種類別に見ると三大災害で全体の67.2% (前年同期64.1%) を占めている。

- 墜落・転落災害 117人 38.1%
- 建設機械・クレーン等災害 52人 17.0%
- 倒壊・崩壊災害等 (落盤等含む) 37人 12.1%

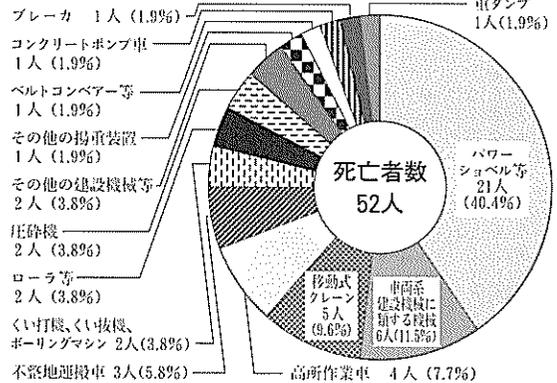
三大災害発生状況

◎ 墜落・転落災害



◎墜落・転落災害は、足場からの災害が23人と最も多く、全体の19.7% (前年同期21.9%) を占めている。

◎ 建設機械・クレーン等災害



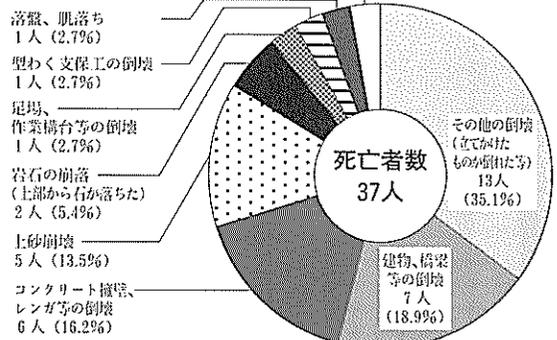
◎建設機械・クレーン等災害は、パワーショベル等の災害が21人と最も多く、全体の40.4% (前年同期28.0%) を占めている。

◎ 木造建築工事における死亡災害発生状況

	合計	割合 (%)	前年同期	増減
足場	2	6	6	-4
歩み板	2	6	0	2
はしご	1	3	2	-1
屋根、屋上	4	13	8	-4
梁、母屋	7	23	6	1
窓、階段、開口部、床の端	2	6	2	0
その他	3	10	0	3
墜落計	21	67	24	-3
木造家屋建築工事計	31	100	33	-2

◎木造家屋建築工事における墜落・転落災害は、前年同期より3人減少している。

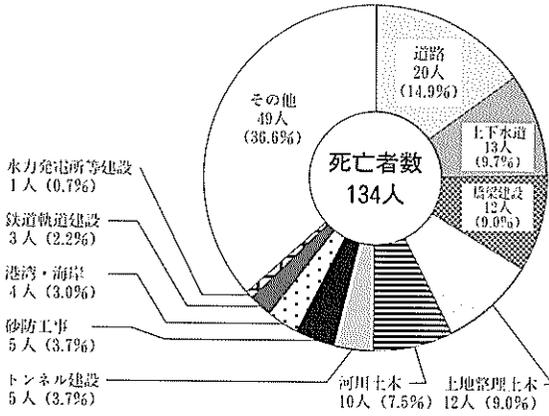
◎ 倒壊・崩壊災害



◎倒壊・崩壊災害は、その他の倒壊 (掘削構内等に立てかけた、鉄板、コンパネ、鋼材等が倒壊) が最も多く、全体の35.1% (前年同期9.5%) を占めている。

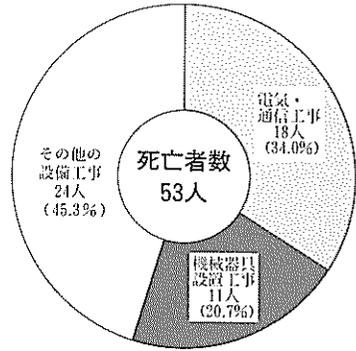
工事の種類別発生状況

◎土木工事



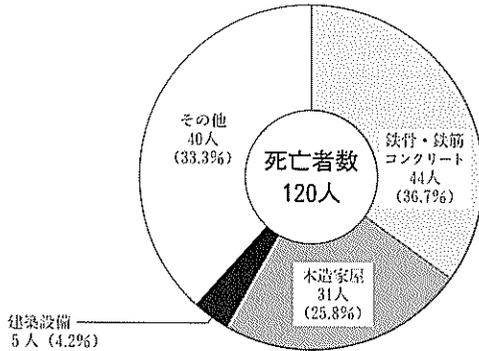
◎道路建設工事における災害が、土木工事全体の14.9%を占めている。

◎設備工事



◎電気・通信工事における災害が、設備工事全体の34.0%を占めている。

◎建築工事



◎鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における災害が、建築工事全体の36.7%を占めている。

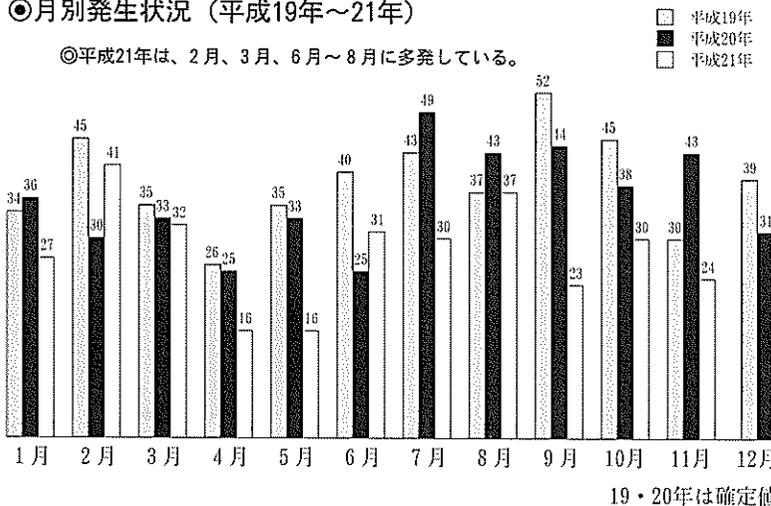
◎重大災害発生状況（1月～11月）

	件数(件)	死傷者数	死亡者数
平成21年	54	222	12
平成20年	72	317	30
前年比	-18	-95	-18

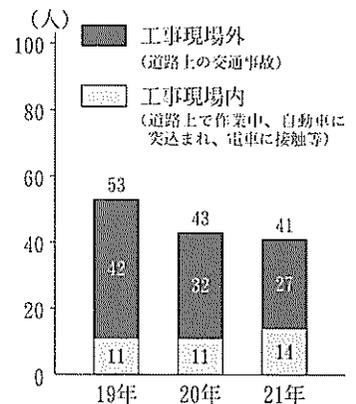
◎前年同期と比較して、発生件数は、18件減少し、死亡18人、死傷は95人減少している。

◎月別発生状況（平成19年～21年）

◎平成21年は、2月、3月、6月～8月に多発している。



◎交通労働災害発生状況



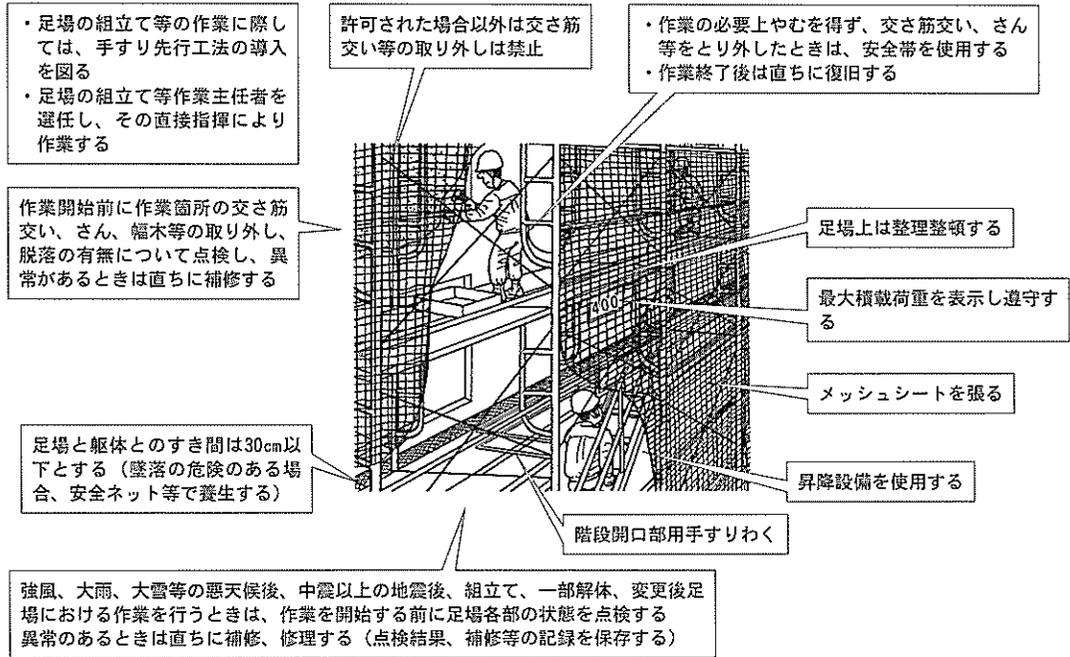
※平成19年・20年は確定値
平成21年は平成21年12月7日現在速報値

平成21年 建設業における死亡災害発生状況（前年同期増減）（工事の種類・災害の種類）

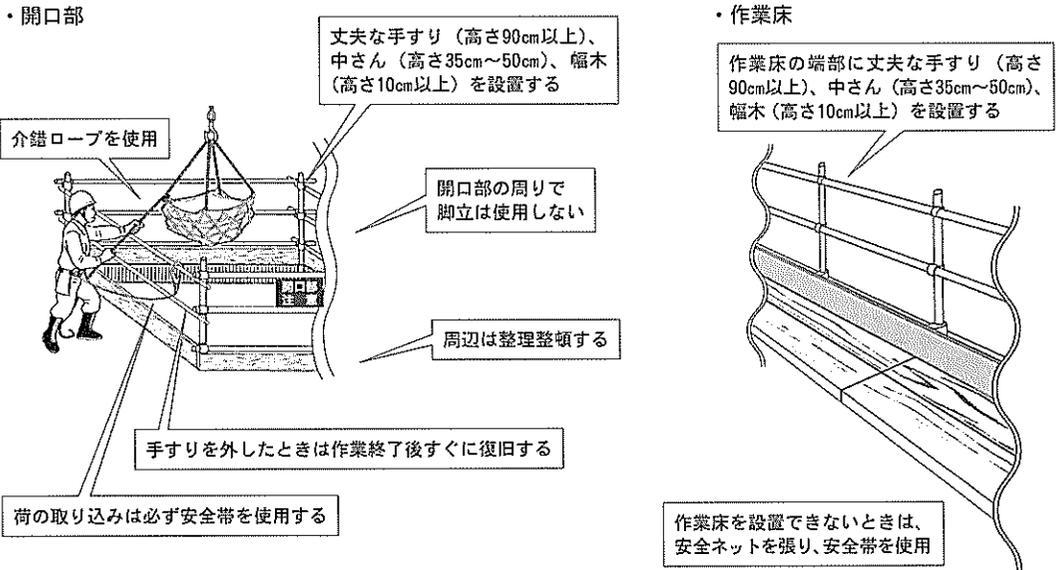
(H21.12.7 現在 現在速報値)		土木工事計			建築工事計			設備工事計			合計		
		21年	20年	増減	21年	20年	増減	21年	20年	増減	21年	20年	増減
墜落	足場	3	2	1	18	28	-10	2	3	-1	23	33	-10
	架設通路	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	1	-1
	歩み板	0	1	-1	2	2	0	0	1	-1	2	4	-2
	おどり場	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	はしご	1	1	0	2	4	-2	3	2	1	6	7	-1
	脚立、うま	0	1	-1	1	2	-1	2	0	2	3	3	0
	スレート、波板等の踏み抜き	0	0	0	7	10	-3	0	5	-5	7	15	-8
	屋根、屋上	1	1	0	12	18	-6	0	1	-1	13	20	-7
	梁、母屋	0	1	-1	11	12	-1	1	1	0	12	14	-2
	窓、階段、開口部、床の端	2	0	2	7	11	-4	4	4	0	13	15	-2
	橋梁	0	3	-3	0	0	0	0	0	0	0	3	-3
	塔等	0	0	0	1	0	1	2	2	0	3	2	1
	電柱	0	0	0	0	0	0	0	2	-2	0	2	-2
	クレーン等（エレベータ、リフトを除く）	1	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	1
	工用エレベータ、建設用リフト	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
	高所作業車	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
	その他の機械設備	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0
	ガケ、斜面	12	16	-4	2	0	2	1	0	1	15	16	-1
	杭、ビットへ	1	0	1	1	0	1	0	2	-2	2	2	0
	その他	6	5	1	4	3	1	3	1	2	13	9	4
墜落計	29	32	-3	69	93	-24	19	26	-7	117	151	-34	
飛来落下	クレーン等で運搬中	1	6	-5	2	9	-7	3	3	0	6	18	-12
	用具、荷、取付け前の部材等	3	3	0	1	2	-1	0	0	0	4	5	-1
	丸太、角材、パネル等の取付け後	1	0	1	1	0	1	2	0	2	4	0	4
	その他	9	5	4	1	9	-8	1	3	-2	11	17	-6
	飛来落下計	14	14	0	5	20	-15	6	6	0	25	40	-15
倒壊	足場、作業構台等	1	0	1	0	2	-2	0	0	0	1	2	-1
	型わく支保工	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	建物、橋梁等	0	1	-1	6	5	1	1	1	0	7	7	0
	コンクリート擁壁、レンガ等	2	2	0	2	4	-2	2	1	1	6	7	-1
	塔	0	0	0	0	0	0	0	2	-2	0	2	-2
	その他（立てかけたものが倒れた等）	4	1	3	5	1	4	4	2	2	13	4	9
倒壊計	8	4	4	13	12	1	7	6	1	28	22	6	
土砂崩壊等	土砂崩壊	4	13	-9	1	1	0	0	0	0	5	14	-9
	岩石の崩壊	0	2	-2	0	0	0	0	0	0	2	-2	
	岩石の崩落（上部から石が落ちた）	2	3	-1	0	1	-1	0	0	0	2	4	-2
	土砂崩壊等計	6	18	-12	1	2	-1	0	0	0	7	20	-13
溶盤等	落盤、肌落ち	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	切羽の崩壊	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	落盤等計	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
クレーン等	ケーブルクレーン、索道等	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
	移動式クレーン	3	1	2	2	1	1	0	0	0	5	2	3
	工用エレベータ、建設用リフト	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
	ウインチを利用した揚重装置	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	1	-1
	その他の揚重装置	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	クレーン等計	4	2	2	2	2	0	0	1	-1	6	5	1
自動車等	工事現場内	13	7	6	0	0	0	1	1	0	14	8	6
	工事現場以外	13	9	4	10	13	-3	4	6	-2	27	28	-1
	自動車等計	26	16	10	10	13	-3	5	7	-2	41	36	5
建設機械等	ベルトコンベヤー等	1	0	1	0	0	0	0	1	-1	1	1	0
	バッテリーカー、トロ等	0	2	-2	0	0	0	0	0	0	0	2	-2
	パワーショベル等	18	12	6	3	2	1	0	0	0	21	14	7
	くい打機、くい抜機、ホーリングマシン	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	ローラ等	2	2	0	0	1	-1	0	0	0	2	3	-1
	コンクリートポンプ車	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	圧碎機	0	0	0	1	2	-1	1	1	0	2	3	-1
	ブレーカ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	車両系建設機械に類する機械	3	2	1	1	0	1	2	1	1	6	3	3
	高所作業車	1	1	0	1	1	0	2	2	0	4	4	0
	不整地運搬車	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	重タンク	1	5	-4	0	3	-3	0	1	-1	1	9	-8
その他の建設機械等	1	4	-3	0	1	-1	1	0	1	2	5	-3	
建設機械等計	31	29	2	9	10	-1	6	6	0	46	45	1	
電気	電気計	0	0	0	2	3	-1	6	12	-6	8	15	-7
爆発火災等	爆発火災等計	0	2	-2	4	0	4	0	4	-4	4	6	-2
取扱運搬等	取扱運搬等計	1	2	-1	0	1	-1	1	1	0	2	4	-2
その他	その他計	13	28	-15	5	4	1	3	3	0	21	35	-14
合計	計	134	147	-13	120	160	-40	53	72	-19	307	379	-72

1 墜落・転落災害の防止

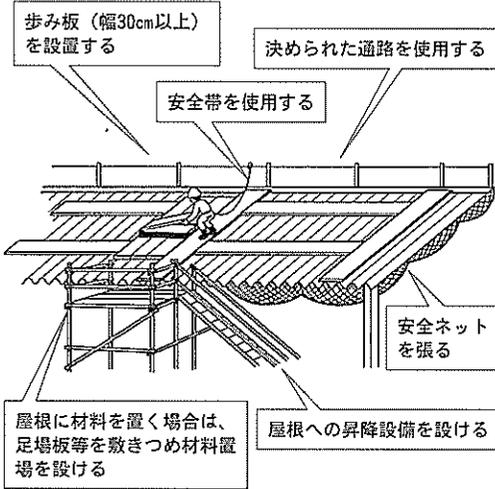
1. 足場の組立て等・足場上の作業 (わく組足場)



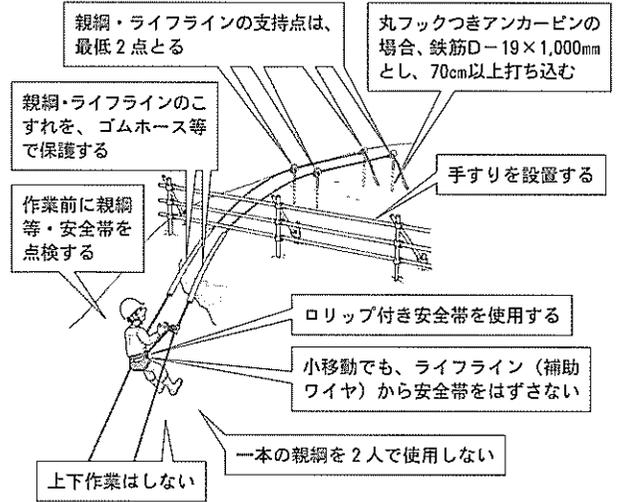
2. 開口部・作業床端周辺の作業



3. スレート屋根上の作業

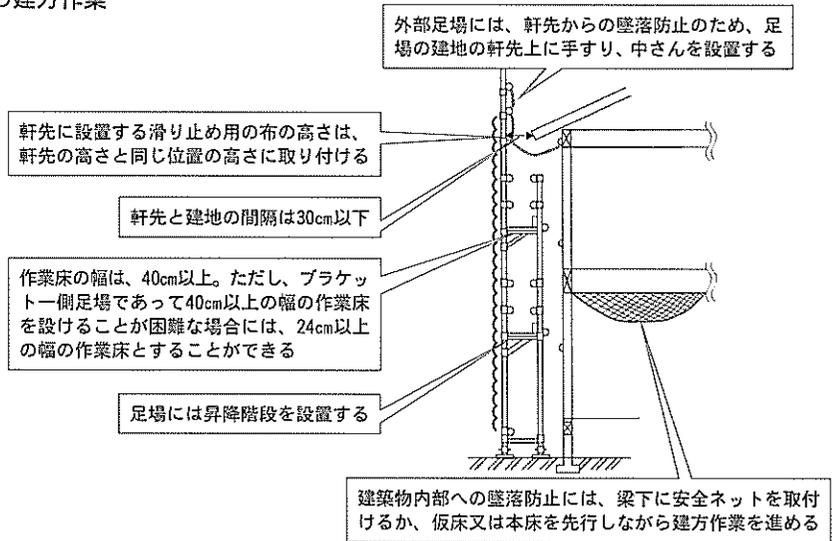


4. 法面作業〔立木がない場合（アンカーピン使用の例）〕

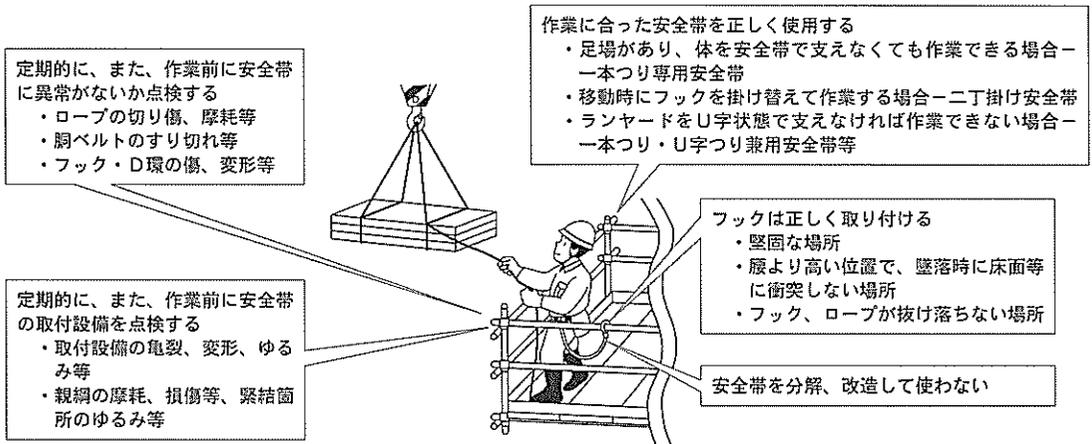


5. 低層住宅工事用足場の建方作業

- ・足場先行工法を採用し、作業に適した作業床を確保する
- ・足場の組立て作業、建方作業等は作業主任者の指揮で行う



6. 安全帯の正しい使い方



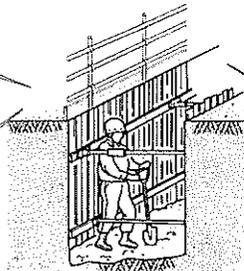
2 崩壊災害の防止

・掘削作業

小規模な溝掘削を伴う上下水道工事では、土止め先行工法により工事を実施する

内部に落下の危険があるので土留壁の近くに残土や資材を置かない

掘削、土止め支保工作業は作業主任者の指揮で作業する（深さ1.5m以上の掘削は土止め支保工を設置（原則））



作業計画に基づき作業を行う

3 建設機械・クレーン災害の防止

1. くい打・くい抜き作業

- ・機械の運転は、有資格者が行う
 - （・機体重量 3t 以上 - 技能講習修了者）
 - （・同 3t 未満 - 特別教育修了者等）

作業計画に基づき、作業指揮者の指揮のもとに作業を行う

- ・安全装置の作動状況を確認する
- ・作業開始前に必ず点検する
 - （・操作クラッチ、ブレーキ）
 - （・巻き上げワイヤロープ等）

近接する架空線の確認、養生を行う

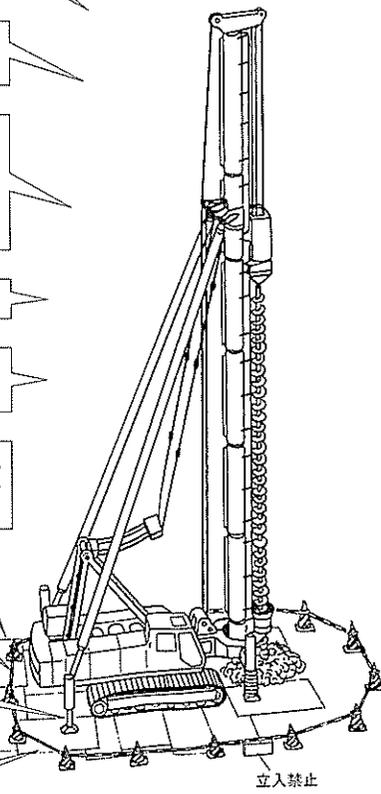
一定の合図を定め、合図者を指名して合図を行う

軟弱地盤では敷板・敷角の設置、地盤の改良等での不同沈下防止のための適切な措置をとる

表層ケーシングの落下等の危険がある箇所には立ち入らない

アウトリガは最大に張り出す

作業範囲内は柵等で立入禁止にする



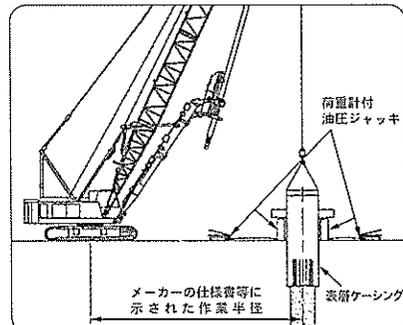
※現場（敷地）が狭隘などの理由で、移動式クレーンの設置が困難であり、アースドリルを用いて表層ケーシングの引き抜き作業を行わなければならないときで、かつ、危険がない場合、次の①～④の条件を整えた上で、ア～キの手順で行う。

- ① 合図者を指名し、その合図により作業を行う
- ② 有資格者を配置する
- ③ 作業場所について敷鉄板等を敷き地盤強度を確保する
- ④ 適切な玉掛け用具を使用する

〈アース・ドリルを用いての表層ケーシングの引き抜き手順〉

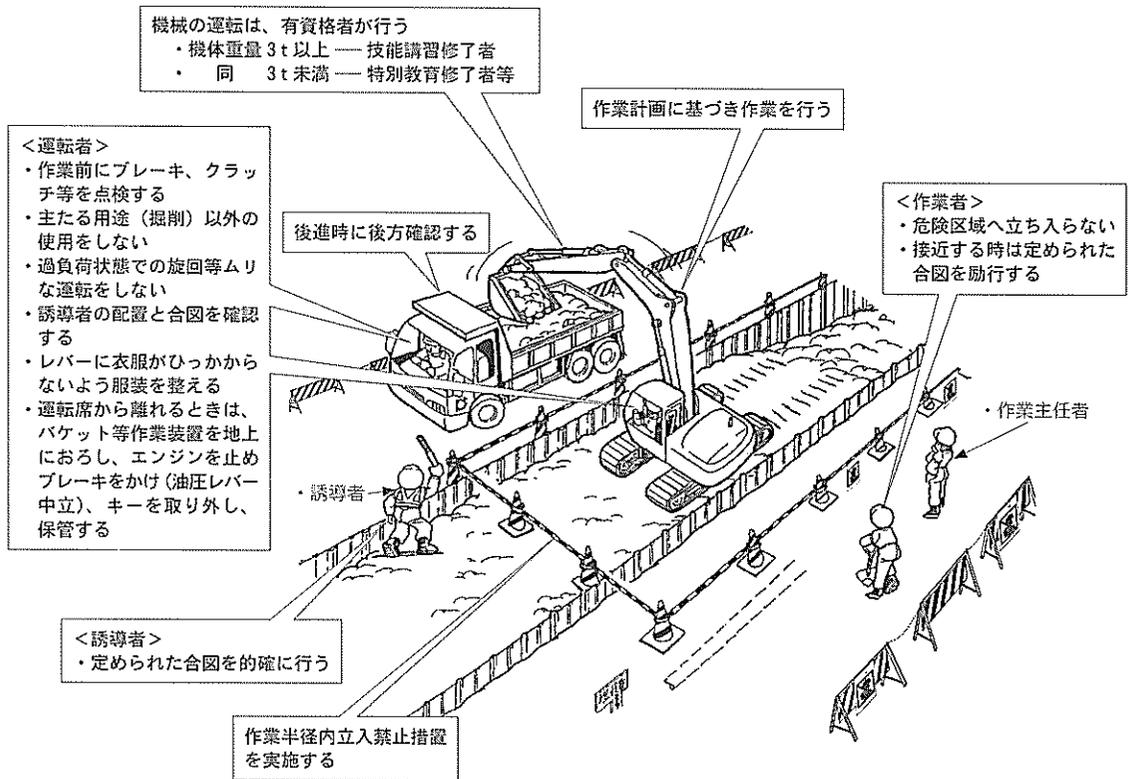
- ア 表層ケーシングの重量とメーカーの仕様書等の補助つり能力（作業半径にに応じてつり上げることのできる最大の荷重）を考慮して十分な能力を有するアース・ドリルを選定し、適切な作業半径となるよう配置する。
- イ 圧力計を装備した油圧ジャッキにて周辺土の摩擦等による影響を切るため表層ケーシングを引き上げる（別図）。
- ウ メーカーの仕様書等の能力表等により、当該作業半径でつり上げ可能な最大の荷重を確認する。
- エ 油圧ジャッキの荷重計の値（圧力で表示される場合には重量換算した値）が表層ケーシングの自重に等しいこと、ウの値の範囲内であることを確認する。
- オ 斜めつりとならないよう、アース・ドリルが配置されていることを確認する。
- カ 表層ケーシングの周囲に敷鉄板等つり上げを防げる障害物がないことを確認する。
- キ アース・ドリルの補助つり機能を用いて表層ケーシングを垂直につり上げる。

（別図）

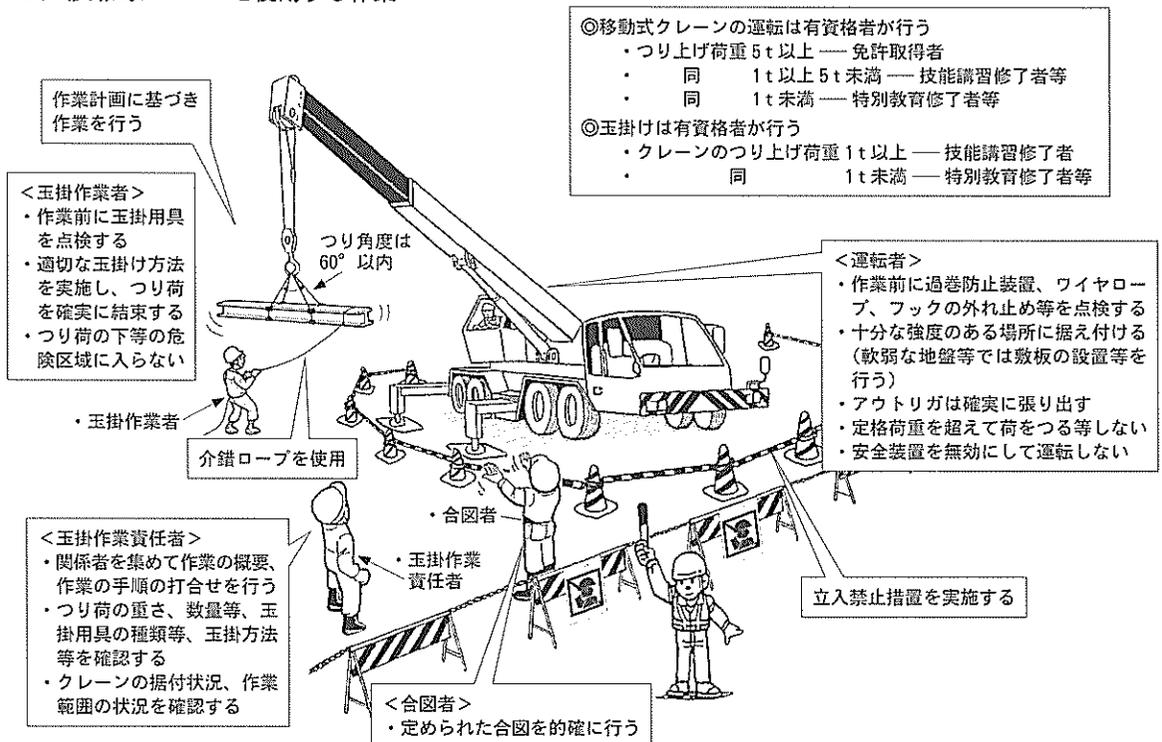


「厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達（基安発0907第1号）に関する対応方法についての運用について」財団法人日本基礎建設協会（平成21.8.31）による

2. バックホウを使用する作業



3. 移動式クレーンを使用する作業





- No. 2 みき（裏表紙モデル 藤谷 美紀） B2判（73×52cm）
- No. 1 えみり（表紙モデル 辺見えみり） B2判（73×52cm）

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領作成委員会

委	員	長	野	中	格	㈱熊谷組	安全本部	顧問
委		員	石	沢	弘	㈱日本建設躯体工事業団体連合会		副会長
	"		大	月	文	㈱大林組	東京本社	労務安全部長
	"		加	藤	勝	前田建設工業㈱	執行役員	経営管理本部 安全部長
	"		小	島	章	㈱竹中工務店		安全環境本部長
	"		齋	藤	和	清水建設㈱	安全環境本部	安全部 部長
	"		中	野	明	飛鳥建設㈱	安全環境部	専任部長

（敬称略・五十音順）

当実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課までお願いいたします。
TEL 03-3453-8201 <http://www.kensaibou.or.jp/>